

# 第7章

## 子ども・子育て環境の整備

### -第3期印西市子ども・子育て支援事業計画-

第7章では、子ども・子育て支援法に基づく法定計画「第3期印西市子ども・子育て支援事業計画」として実行する、幼児期の教育・保育の提供や地域子ども・子育て支援事業による取り組み等を示します。

- 1 教育・保育の提供区域と提供施設
- 2 教育・保育の量の見込みと確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制
- 4 その他の基本的な取り組み

# 1 教育・保育の提供区域と提供施設

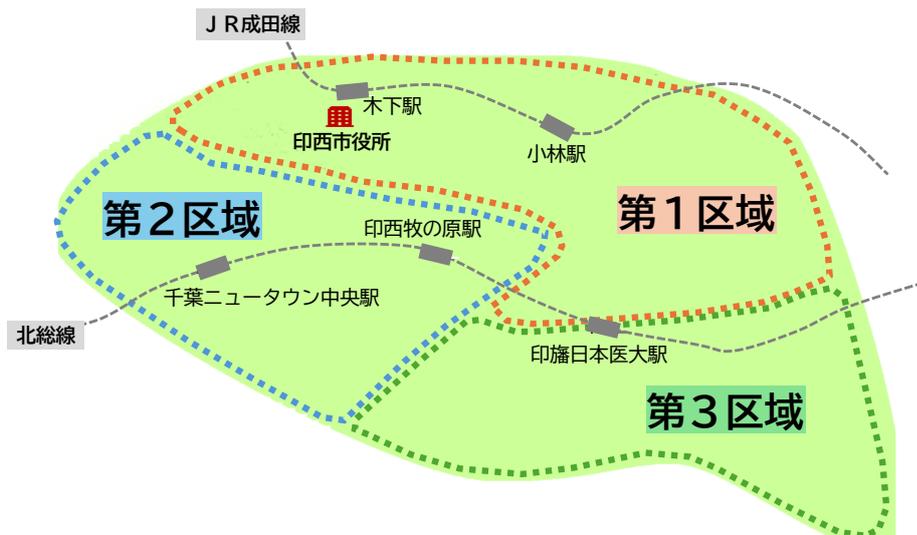
子ども・子育て支援法に基づく基本指針では、事業等を実施していくうえで計画的に提供体制を確保するために、「地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域」を設定すること、また、「教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業で利用の実態が異なる場合には、実態に応じて」区域を設定することなどが必須事項とされています。

## (1) 教育・保育事業の提供区域

本市では、特に千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅周辺において開発が進められてきたことから、第1期及び第2期計画において幼児期の教育・保育の提供区域として3区域の設定を行いました。

今後も区域により人口増加が見込まれる中、その影響を勘案しながら施設整備等を検討し対応する必要があるため、本計画においても幼児期の教育・保育の提供区域についてはこれまでの設定を踏襲し、以下の3つの区域とします。

第1区域	木下駅・小林駅を中心とした区域 (印西中学校区、小林中学校区、本埜中学校区)
第2区域	千葉ニュータウン中央駅・印西牧の原駅を中心とした区域 (船穂中学校区、木刈中学校区、原山中学校区、西の原中学校区、滝野中学校区)
第3区域	印旛日本医大駅を中心とした区域 (印旛中学校区)



## (2) 認定区分と提供施設

保護者の就労状況等により3つの認定区分があり、それぞれ下記の施設によりサービスが提供されます。

認定区分		提供施設
1号	3～5歳、幼児期の教育のみ	幼稚園、認定こども園
2号	3～5歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園
3号	0～2歳、保育の必要性あり	保育園、認定こども園、地域型保育事業

## 2 教育・保育の量の見込みと確保方策

就学前の児童に関して、計画期間の各年度における「教育・保育の量の見込み」及びそれに対応する「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」は次のとおりとなります。

### ■教育・保育の量の見込み（全体）

項目	1号 (人)	2号 (人)	3号(人)			
			0歳	1歳	2歳	計
令和7年度	1,816	2,062	188	632	719	1,539
令和8年度	1,800	2,043	187	632	737	1,556
令和9年度	1,819	2,064	186	630	737	1,553
令和10年度	1,828	2,074	186	625	735	1,546
令和11年度	1,843	2,091	186	625	729	1,540

### ■教育・保育の「量の見込み」と「確保方策」

項目	1号(人)	2号(人)	3号(人)					
			0歳	1歳	2歳			
量の見込み	1,816	2,062	1,539					
			188	632	719			
			第1区域		239	24	85	76
			第2区域		1,741	162	530	621
第3区域		82	2	17	22			
令和7年度 確保方策	特定教育・保育施設	783	2,170	330	529	612		
	第1区域		455	53	105	129		
	第2区域		1,610	265	405	459		
	第3区域		105	12	19	24		
	確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0		
	特定地域型保育事業	0	0	15	40	40		
	第1区域		0	0	0	0		
	第2区域		0	15	40	40		
	第3区域		0	0	0	0		
	計	1,878	2,170	345	569	652		
			1,566					

	項目	1号(人)	2号(人)	3号(人)				
				0歳	1歳	2歳		
令和8年度	量の見込み	1,800	2,043	1,556				
					187	632	737	
				第1区域		24	85	78
				第2区域		161	530	637
		第3区域		81	2	17	22	
	確保方策	特定教育・保育施設	783	2,170	333	546	629	
			第1区域		455	53	105	129
			第2区域		1,610	268	422	476
			第3区域		105	12	19	24
		確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0	
		特定地域型保育事業	0	0	15	40	40	
			第1区域		0	0	0	0
			第2区域		0	15	40	40
			第3区域		0	0	0	0
			計	1,878	2,170	348	586	669
					1,603			

	項目	1号(人)	2号(人)	3号(人)				
				0歳	1歳	2歳		
令和9年度	量の見込み	1,819	2,064	1,553				
					186	630	737	
				第1区域		24	85	78
				第2区域		160	528	637
		第3区域		82	2	17	22	
	確保方策	特定教育・保育施設	783	2,170	333	546	629	
			第1区域		455	53	105	129
			第2区域		1,610	268	422	476
			第3区域		105	12	19	24
		確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0	
		特定地域型保育事業	0	0	15	40	40	
			第1区域		0	0	0	0
			第2区域		0	15	40	40
			第3区域		0	0	0	0
			計	1,878	2,170	348	586	669
					1,603			

	項目	1号(人)	2号(人)	3号(人)			
				0歳	1歳	2歳	
令和10年度	量の見込み	1,828	2,074	1,546			
				186	625	735	
		第1区域		240	24	84	78
		第2区域		1,752	160	524	635
		第3区域		82	2	17	22
	確保方策	特定教育・保育施設	783	2,170	333	546	629
		第1区域		455	53	105	129
		第2区域		1,610	268	422	476
		第3区域		105	12	19	24
		確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0
		特定地域型保育事業	0	0	15	40	40
		第1区域		0	0	0	0
		第2区域		0	15	40	40
		第3区域		0	0	0	0
計		1,878	2,170	348	586	669	
				1,603			

	項目	1号(人)	2号(人)	3号(人)			
				0歳	1歳	2歳	
令和11年度	量の見込み	1,843	2,091	1,540			
				186	625	729	
		第1区域		242	24	84	77
		第2区域		1,766	160	524	630
		第3区域		83	2	17	22
	確保方策	特定教育・保育施設	783	2,170	333	546	629
		第1区域		455	53	105	129
		第2区域		1,610	268	422	476
		第3区域		105	12	19	24
		確認を受けない幼稚園	1,095	0	0	0	0
		特定地域型保育事業	0	0	15	40	40
		第1区域		0	0	0	0
		第2区域		0	15	40	40
		第3区域		0	0	0	0
計		1,878	2,170	348	586	669	
				1,603			

### 確保方策の考え方

- 前計画期間中、1号認定の利用割合は下降の傾向にあり、2・3号認定の利用割合は第1・第2区域は上昇、第3区域は横ばいの傾向にありました。各認定区分における利用割合の傾向を踏まえ、直近の令和6年度の利用割合、推計人口を勘案して見込みました。
- 幼稚園等(1号認定)は、認定こども園を含め、既存施設によりおおむね対応できると見込んでいます。
- 保育園等(2号・3号認定)における量の見込みに対する確保方策は、各年度の定員予定としており、現段階では量の見込みに対応できると見込んでいます。
- 住宅開発や大型集合住宅の建設等により、待機児童の発生等が見込まれ施設整備が必要となる場合は、必要最低限の整備、定員の変更、送迎保育ステーション等により対応します。

### 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

#### <地域子ども・子育て支援事業>

(1) 利用者支援事業	(11) 地域子育て支援拠点事業
(2) 延長保育事業	(12) 一時預かり事業
(3) 放課後児童健全育成事業	(13) 病児・病後児保育事業
(4) 子育て短期支援事業	(14) 子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	(15) 妊婦健康診査事業
(6) 養育支援訪問事業	(16) 産後ケア事業
(7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	(17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業
(8) 子育て世帯訪問支援事業	(18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業
(9) 児童育成支援拠点事業	(19) 乳児等通園支援事業
(10) 親子関係形成支援事業	

#### (1) 利用者支援事業

##### 事業の概要（基本型・こども家庭センター型）

○教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、必要に応じた相談・助言、関係機関との連絡調整等を行い、様々な子育て支援サービスの利用にあたってサポートをする事業です。

○こども家庭センターは、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応する事業です。

##### 「量の見込み」と「確保方策」

###### 基本型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12	12	12	12	12
確保方策 (子育て支援課)	1	1	1	1	1
確保の方策 (移動相談)	11	11	11	11	11

(単位：か所)

###### こども家庭センター型

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(単位：か所)

### 確保方策の考え方

- 「基本型」として、引き続き子育て支援課の窓口1か所と「移動相談」11か所で実施していきます。移動相談は予約のLINE受け付けなど利用しやすさを維持します。
- 「こども家庭センター型」は、従来の子育て世代包括支援センター及び市区町村子ども家庭総合支援拠点を統合するかたちで実施します。

### 事業の概要（地域子育て相談機関）

- 地域子育て相談機関は、子育て親子が気軽に立ち寄り、子育てに関する疑問や悩みを相談することができる場として、令和4年児童福祉法改正により整備に努めることとされた事業です。

### 確保方策の考え方

- 「基本型」の活用、実施場所の確保などについて検討し、できるだけ早い段階で設置できるよう努めます。

### 事業の概要（妊婦等包括相談支援事業）

- 妊婦等包括相談支援事業は、改正子ども・子育て支援法により創設された事業です。全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるように、妊娠期から出産・子育てまで、切れ目なく、保健師・助産師等が相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を行う事業です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

#### 妊婦等包括相談支援事業

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,751	2,739	2,721	2,715	2,706
確保方策	2,751	2,739	2,721	2,715	2,706

(単位：回/年)

### 確保方策の考え方

- 各年度の0歳児推計人口に相談回数3回(妊娠届出時、こんにちは助産師電話時、こんにちは赤ちゃん訪問時)を乗じることにより見込みました。
- 全ての妊婦等に助産師や保健師による面談を実施します。

## (2) 延長保育事業

### 事業の概要

○保育園、認定こども園等において、保育認定を受けたこどもについて、通常利用時間（保育認定時間）を超えて保育を実施する事業です。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,110	3,110	3,110	3,110	3,120
確保方策	3,110	3,110	3,110	3,110	3,120

(単位：人／年)

#### 確保方策の考え方

- 令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。
- 今後引き続き、保育士の確保等による受け入れ体制の整備により、量の見込み分を確保します。

## (3) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ・放課後子ども教室）

### 学童クラブ

#### 事業の概要

○保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生児童を対象に、授業の終了後に施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業です。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1年生	624	612	592	602	596
	2年生	521	529	518	501	509
	3年生	409	426	432	423	409
	4年生	264	286	298	302	296
	5年生	136	134	145	151	153
	6年生	50	55	54	59	61
	合計	2,004	2,042	2,039	2,038	2,024
確保方策		2,100	2,150	2,150	2,195	2,195
(実施か所数)		38	38	38	38	38

(単位：人／年)

#### 確保方策の考え方

- 過去の利用実績から見込みを算定しましたが、地区により増加が見込まれるため、当該地区では増設等により量の見込み分を確保するよう努めます。
- 地区ごとの需要が異なることから、今後も放課後子ども教室との連携を図るなど、総合的な放課後児童対策を検討します。

## 放課後子ども教室

### 事業の概要

○全てのこどもを対象として、放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、安全・安心なこどもの活動拠点(居場所)を設け、地域の方々の参画を得て、こどもたちに勉強やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の機会を提供することにより、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを行います。

### 「量の見込み」と「確保方策」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用人数	80	85	85	85	85
	か所	3	3	3	3	3
確保方策	利用人数	80	85	85	85	85
	か所	3	3	3	3	3

(単位：人／年)

### 確保方策の考え方

- 近年の実情を反映した実績として、令和5年度の利用割合をもとに見込みました。
- 今後も地域のニーズを把握しながら、利用人数・か所数の拡大に努めます。

## (4) 子育て短期支援事業

### 事業の概要

○保護者の疾病等の理由により、家庭での養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等の利用により、必要な保護を行う事業です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		12	12	12	12	12
確保方策		12	12	12	12	12

(単位：人／年延)

### 確保方策の考え方

- 令和5年度の利用状況から、利用割合と対象推計人口をもとに見込みました。
- 必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを進め、量の見込み分を確保します。

## (5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

### 事業の概要

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況及び養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	917	913	907	905	902
確保方策	917	913	907	905	902

(単位：人／年延)

### 確保方策の考え方

- 各年度の0歳児推計人口により見込みました。
- 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を全戸訪問し、量の見込み分を確保します。
- 今後も900人前後の出生が見込まれることから、引き続き委託助産師の確保に努め、事業を実施していきます。
- 妊娠中から出産前後の支援が必要な対象者について、早期に保健師等が関わることができるよう、医療機関と連携を図ります。
- 継続的な支援が必要な家庭については、関係機関との連携などにより、育児の支援・見守りを行います。

## (6) 養育支援訪問事業

### 事業の概要

○育児ストレスや産後うつ等の問題によって、子育てに対する不安を抱える家庭や、様々な原因により養育支援が必要となる家庭に対して、養育に関する指導、助言等を行います。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	35	35	36	36
確保方策	34	35	35	36	36

(単位：人／年)

### 確保方策の考え方

- 妊娠期から子育て期にかけての継続的な支援を必要とする家庭等に対する相談・支援数として、令和5・6年度の実績値を参考に、今後の増加率を加味して見込みました。
- 乳児家庭全戸訪問事業等により児童の養育について積極的に支援することが必要と判断される家庭に対し、養育に関する指導、助言等を行い、支援体制を整備していきます。

## (7) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

### 事業の概要

○子どもを守る地域ネットワーク(印西市子ども虐待防止対策協議会)を構成する関係機関の連携強化を図る事業です。

### 確保方策の考え方

○印西市子ども虐待防止対策協議会において、関係機関の連携を図りながら、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応のできる環境づくりを進めます。

## (8) 子育て世帯訪問支援事業

### 事業の概要

○訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安や負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等を未然に防ぐ事業です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	311	317	323	328	332
確保方策	311	317	323	328	332

(単位：人／年延)

### 確保方策の考え方

○国の示した算出例を参考に、家事支援などの利用日数などから見込みました。  
○支援が必要な家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、支援を実施します。

## (9) 児童育成支援拠点事業

### 事業の概要

○養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、関係機関へ支援をつなぐ等の支援を包括的に提供することで、虐待防止など、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

### 確保方策の考え方

○児童相談所などの関係機関と連携をとりながら、今後の状況を踏まえ、引き続き必要に応じて実施等について検討していきます。

## (10) 親子関係形成支援事業

### 事業の概要

○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	28	28	29	29	30
確保方策	28	28	29	29	30

(単位：人／年)

### 確保方策の考え方

○国の示した算出例を参考に、育児やしつけなどの相談件数などから見込みました。  
○児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者等に対し講義やグループワーク、ロールプレイ等を行い、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

## (11) 地域子育て支援拠点事業

### 事業の概要

○公共施設や保育園等に乳幼児及びその保護者が相互の交流を行うことができる場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	60,976	61,283	61,321	61,321	61,321
確保方策	60,976	61,283	61,321	61,321	61,321

(単位：利用回数／年延)

### 確保方策の考え方

○令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。  
○令和6年4月現在では23か所で事業を実施しています。利用促進に向けた情報発信、それぞれの施設で特色を生かした利用しやすい環境づくりに努めながら利用者拡大を図るよう事業展開し、量の見込み分を確保します。

## (12) 一時預かり事業

### 幼稚園型

#### 事業の概要

○幼稚園在園児を対象として、通常の教育時間を超えて園児を預かる事業です。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	31,110	31,110	31,110	31,110	31,400
確保方策	31,110	31,110	31,110	31,110	31,400

(単位：人／年延)

#### 確保方策の考え方

- 令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。
- 今後も引き続き量の見込み分を確保し、事業を実施していきます。

### 保育園等

#### 事業の概要

○家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園などにおいて一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,930	2,940	2,940	2,950	2,950
確保方策	2,930	2,940	2,940	2,950	2,950

(単位：人／年延)

#### 確保方策の考え方

- 令和5年度の利用割合を参考に、推計人口をもとに見込みました。
- 保育士の確保等による受け入れ体制を整備するなどし、今後も引き続き量の見込み分を確保します。

### (13) 病児・病後児保育事業

#### 事業の概要

○病院等に付設された専用スペース等において、病児・病後児に対して、看護師や保育士が一時的に保育を行う事業です。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	900	900	900	900	900
確保方策	900	900	900	900	900

(単位：人／年延)

#### 確保方策の考え方

- 病児・病後児保育事業の定員が増となった令和5年度の利用割合と推計人口を参考に見込みました。
- ニーズ調査(就学前保護者)では、こどもが病気やケガで教育・保育施設を利用できなかったとき、母親ないし父親が休んで対応したとの回答が多くなっています。引き続き利用のしやすさ、地域ニーズを考慮した事業を実施していきます。

### (14) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

#### 事業の概要

○育児の援助を行いたい人(提供会員)と援助を希望する人(利用会員)からなる会員組織による育児に関する相互援助活動を行う事業です。

#### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2,786	2,830	2,853	2,879	2,885
確保方策	2,786	2,830	2,853	2,879	2,885

(単位：利用時間／年延)

#### 確保方策の考え方

- 過去の利用状況を参考に、今後も同様に需要が発生すると想定して見込みました。
- 引き続き提供会員や両方会員の増員を図り、需要に応えます。

## (15) 妊婦健康診査事業

### 事業の概要

○妊婦と胎児の健康状態を定期的に確認するとともに、妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親が妊娠期間中を心身ともに健康に過ごし、無事に出産を迎えられるよう、実施する事業です。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	917	913	907	905	902
確保方策	917	913	907	905	902

(単位：人／年)

### 確保方策の考え方

- 出生・0歳児の推計人口をもとに見込みました。
- 受診率は100%のため、見込み分の全数を確保方策としています。
- 事業実施については、千葉県医師会及び委託医療機関の協力を得て、引き続き実施していきます。
- 安心して妊娠期を過ごし、出産を迎えられるよう、妊婦健康診査の適切な受診について啓発を行います。

## (16) 産後ケア事業

### 事業の概要

- 産後の母子に対し、助産師等の専門職が心身のケア、授乳や相談等の育児支援を行う事業です。「宿泊(ショートステイ)型」「通所(デイケア)型」「訪問型」を実施しています。
- これまでも実施してきましたが、令和7年度から子ども・子育て支援交付金による地域支援事業に位置付けられます。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	42	42	42	42	42
確保方策	42	42	42	42	42

(単位：人／年)

### 確保方策の考え方

- 令和6年度の利用状況から、対象推計人口と増加傾向を考慮して見込みました。
- 引き続き産後も安心して子育てができる支援体制の確保に努めていきます。

## (17) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

### 事業の概要

○保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用、新制度未移行幼稚園における副食材料費の一部等を助成する事業です。

### 確保方策の考え方

○令和元年度から実施しており、引き続き同体制で実施していきます。

## (18) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

### 事業の概要

#### ○新規参入施設等への巡回支援

待機児童対策として、新規保育施設の整備が進められる中、全ての特定教育・保育施設や特定地域型保育事業が、保育の質を保ち、安定的・継続的に事業を運営できるよう、保育施設の巡回による支援や助言、研修等を行う事業です。

#### ○認定こども園特別支援教育・保育経費

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して職員の加配に必要な費用の一部を補助するための事業です。

### 確保方策の考え方

○今後、市内の状況に必要性が生じる場合には実施について検討することとします。

## (19) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）は、令和7年度のみ「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられ、令和8年度以降は「乳児等のための支援給付」が新たに創設され、これに位置付けられることとなります。

### 事業の概要

○全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

○0歳6か月から満3歳未満の保育園等に通っていないこどもを対象とします。

### 「量の見込み」と「確保方策」

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		14	14	61	61
確保方策		14	14	61	61

(単位：人／日)

### 確保方策の考え方

○対象年齢の推計人口から各年度の保育園利用想定等の見込み数を差し引いて対象者数を割り出し、国の示す算定方法に準じて見込みました。(令和8・9年度は経過措置考慮)

○市内の幼稚園、保育園等での実施に向けて、事業者と協議を進め、令和8年度の開始を目指します。

## 4 その他の基本的な取り組み

### (1) 教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼児期の教育・保育に対する多様なニーズに対応できる体制の確保が求められるため、引き続き、幼稚園、保育園、認定こども園による教育・保育の提供体制について、総合的な充実を図ります。また、認定こども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つことから、多様な教育・保育ニーズへの対応が可能です。今後、市内の教育・保育ニーズの状況及びその提供体制を維持・確保することを前提として、制度の普及に努めます。

なお、認定こども園を含む市内の保育園・幼稚園（公立・民間）については、教育・保育ニーズの需給バランスや求められる役割を踏まえ、今後の在り方を検討します。

幼児期の教育・保育は、生涯の人格形成の基礎を培うために極めて重要であり、各施設がこれまで培ってきた知識・技能を生かしながら、こども一人ひとりの育ちを支援する質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。

また、幼稚園、保育園、認定こども園においては、幼稚園教育要領、保育所保育指針等についての理解を深めるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等と小中学校との連携を充実するための会議（幼保こ小架け橋プログラム実施に向けた会議等）を続け、諸行事を通じての交流や情報交換会の開催などを行っていきます。

引き続き、民間保育園等の費用負担の軽減を図り、運営費補助金を交付し、保育の充実のための支援を行います。また、保育人材の定着及び離職防止を目指すため、保育士の処遇改善補助金の充実を図り、保育士の確保に努めます。

私立幼稚園との連携については、さらなる強化に努めます。

### (2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月から開始された幼児教育・保育の無償化の実施にあたり、主に従来型の幼稚園や認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

本市における子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を考慮しながら、公正かつ適正な支給の確保に取り組めます。

